有害鳥獣捕獲許可申請及び捕獲等における誓約書

松江市長　　様

　私は、有害鳥獣捕獲許可申請及び捕獲を行うにあたり、以下の事項を遵守することをここに誓約します。

記

1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等関係法令を遵守し、　　　　　　法に従い適正に捕獲を行います。
2. 捕獲の実施については、裏面注意事項を遵守いたします。
3. 捕獲に関し、事故等により捕獲者及び第三者に損害が生じた場合、全て捕獲者本人の責任において処理いたします。

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所：

　氏　名：　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　有害鳥獣捕獲許可申請及び捕獲等における注意事項

1. 許可対象者は、市内に自らの農林地若しくは敷地を有する方又はその方から依頼を受けた方です。
2. 許可期間は原則4ヶ月以内です。
3. 捕獲許可数については、実際に確認できている頭数又は足跡から推測される頭数等必要最小限とします。なお、許可された鳥獣以外の捕獲はできません。
4. 小型箱わなは、1日1回以上の見回りを実施し、錯誤捕獲等により鳥獣の保護等に重大な支障を生じさせないようにしてください。
5. 標識については、小型箱わなごとに法に基づき確実に第3者に見える場所に設置してください。
6. 捕獲した鳥獣は、放獣せずご自身で殺処分（止めさし）をしてください。市では捕獲した鳥獣の引き取りはしません。
7. 殺処分（止めさし）を行った後の処分は、ご自身の土地に埋設する等、適正に処分をしてください。
8. 錯誤捕獲をした場合は、速やかに放獣してください。